

国民の保護に関する業務計画

平成 20 年 3 月
社団法人宮崎県医師会

目 次

第1章 総 則	3 頁
第1節 計画の目的	
第2節 基本方針	
第2章 平素からの備え	4 頁
第1節 活動態勢の整備	
第2節 関係機関との連携	
第3節 医療に関する情報提供の備え	
第4節 警報又は避難措置の指示等の伝達体制の整備	
第5節 管理する施設等に関する備え	
第6節 医療の提供に関する備え	
第7節 備 蓄	
第8節 訓練の実施	
第3章 武力攻撃事態等への対処	6 頁
第1節 武力攻撃事態等対策本部等への対応	
第2節 活動体制の確立	
第3節 安全の確保	
第4節 関係機関との連携	
第5節 医療に関する情報提供	
第6節 警報の伝達	
第7節 施設の適切な管理及び安全確保	
第8節 医療の提供の実施	
第9節 応急の復旧	
第10節 安否情報の収集	
第4章 復旧等	9 頁
第1節 応急の復旧	
第5章 緊急対処事態への対処	9 頁
第6章 計画の適切な見直し	9 頁

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護の為の措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。)第36条第2項及び第182条第2項の規定、並びに同法に基づく宮崎県国民保護計画(以下「県国民保護計画」という。)に基づき、当会の業務に関し、武力攻撃事態等(武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。)における国民の保護のための措置(以下「国民保護措置」という。)及び緊急対処事態における緊急対処保護措置の的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。

第2節 基本方針

武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針(平成17年3月25日閣議決定)及びこの計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、その業務に関する国民保護措置の的確かつ迅速な実施に万全を期する。

国民保護措置の実施にあたっては、国民保護法その他の法令、「国民の保護に関する基本指針」及びこの計画に基づき、次の点に留意しつつ当会の業務にかかる国民保護措置を実施する。

1. 住民に対する情報提供

新聞、放送、インターネットホームページ等の広報手段を活用して、住民に迅速に国民保護措置に関する情報を提供するよう努める。

2. 関係機関との連携の確保

国民保護措置に関し、県、市町村等の関係機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

3. 国民保護措置の実施に関する自主的判断

国民保護措置を実施するにあたっての実施方法等については、県及び市町村等から提供される情報を踏まえ、武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断する。

4. 安全の確保

国民保護措置の実施にあたっては、県及び市町村等の協力を得つつ、当会職員及び会員(以下「会職員等」という。)のほか、当会の実施する国民保護措置に従事する者の安全の確保に配慮する。

5. 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

国民保護措置の実施にあたっては、高齢者、障害者等に対する配慮を行うとともに、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

6. 県対策本部長の総合調整等

宮崎県国民保護対策本部長(以下「県対策本部長」という。)による総合調整が行われた場合には、その結果に基づき、所要の措置を迅速かつ的確に実施するよう努める。

第2章 平素からの備え

第1節 活動体制の整備

1. 国民保護連絡調整会議の設置

当会の業務にかかる国民保護措置に関する事務について、連絡及び調整を図るための組織として、当会に、宮崎県医師会国民保護連絡調整会議（以下「県医師会連絡調整会議」という。）を設置する。県医師会連絡調整会議の組織及び運営に関する事項については、別に定める。

2. 情報連絡体制の整備

1) 収集及び連絡体制の整備

- ①自らが管理する施設等の被災の状況、国民保護措置の実施状況等の情報を迅速に収集・集約できるよう、連絡網、連絡方法、連絡手順等の必要な事項について予め定める。
- ②夜間、休日、出勤途上においても、的確に連絡できる体制の整備に努める。また、武力攻撃災害により連絡担当者が被害を受けた場合等においても当会内部（当会関係職員等）の連絡を確実に行えるよう、連絡ルートの多重化、代行する社員等従事する者の指定など障害発生時に備えた情報収集・連絡体制の整備に努める。

2) 通信体制の整備

- ①武力攻撃事態等において、迅速かつ確実な連絡が行えるよう、関係機関との連携に配慮しつつ、必要な通信体制を整備する。
- ②通信体制の整備にあたっては、武力攻撃災害により通信手段が被害を受けた場合や停電の場合等においても、確実に通信が行えるよう通信手段の多重化等のバックアップ体制の整備に努める。
- ③平素から国民保護措置に必要な通信設備の点検を適宜実施する。

3. 緊急参集体制及び活動体制の整備

- 1) 武力攻撃事態等において、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要な体制を確立し、関係会員等の緊急参集等について予め必要な事項を定め、周知する。なお、必要な事項を定めるにあたっては、交通の途絶、会職員等又は会職員等の家族の被災等により会職員等の参集が困難な場合等も想定しつつ、事態の状況に応じた参集基準、連絡手段及び参集手段の確保など会役職員等の服務の基準に関し必要な事項も併せて定める。
- 2) 緊急参集を行う関係会職員等については、武力攻撃事態等により交通機関が途絶することを考慮し、複数の参集経路、移動方法等を事前に確認する。
- 3) 武力攻撃事態等が長期に及んだ場合に備え、会職員等の交代要員の確保等に関する体制を整備する。
- 4) 防災等の為の備蓄を活用しつつ、非常用発電機及び燃料の確保、食料、飲料水、医薬品等の備蓄又は調達体制の整備等に努める。

4. 特殊標章等及び赤十字標章等の適切な管理

1) 特殊標章等

予め県知事より使用の許可を受けた特殊標章等については、適切に管理する。

2) 赤十字標章等

　予め県知事より使用の許可を受けた赤十字標章等については、適切に管理する。

第2節 関係機関との連携

　平素から関係省庁、県、関係市町村、指定地方公共機関等の関係機関との間で、国民保護措置の実施における連携体制の整備に努める

第3節 利用者等への情報提供の供え

1. 武力攻撃事態等において、ホームページ等の広報媒体を活用し、「医療の提供施設(場所)」、「医療救護所の開設状況」等の情報を利用者等に対し適時かつ適切に提供できるよう必要な体制を整備する。
2. 情報提供の体制の整備にあたっては、高齢者、障害者その他の情報伝達に際し配慮を要する者に対しても、情報を伝達できるよう努める。

第4節 警報又は非難措置の指示等の伝達体制の整備

　県知事から警報又は避難措置の指示、避難の指示、緊急通報等について通知を受けた場合の会職員・会員等への連絡方法及び連絡手順等の必要な事項について予め定める。

第5節 管理する施設等に関する備え

1. 当会が管理する施設及び設備について、武力攻撃災害の発生に備えて、災害発生時の対応に準じて的確かつ迅速な状況判断により、適切な利用者等の誘導を図るための体制の整備に努める。
2. 当会が管理する施設及び設備が、武力攻撃災害により被害を受けた場合の応急の復旧を行うため、予め災害発生時における応急復旧体制及び資機材の調達体制を整備するよう努める。

第6節 医療の関する備え

1. 県及び市町村が、避難住民の救援等における医療の実施(及び助産)について体制を整備する場合、連絡先の提供、医療の関係者(医師、歯科医師、薬剤師、看護師、診療放射線技師、救急救命士等)の派遣可能人数及び医療救護班の編成・医療救護所の設置に係る体制等に関する情報の提供、地方公共団体や他の事業者等と協定の締結など、必要な協力をを行うよう努める。

第7節 物資及び資材の備蓄等

1. 国民保護措置のための備蓄と防災等のための備蓄とを相互に兼ねることができるよう、防災等のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握等に努める。
2. 武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置の実施に必要な物資及び資材を調達することができるよう、地方公共団体や他の事業者等との間で、当該物資等の供給に関する協定予め締結するなど、必要な体制の整備に努める。

第8節 訓練の実施

1. 平素より、的確な国民保護措置の実施が可能となるよう、会内部及び会員における訓練の実施に努めるとともに、県または市町村が実施する国民保護措置についての訓練への参加に努める。また、訓練の実施に当たっては、実践的な訓練となるよう努める。
2. 国民保護措置についての訓練を実施する場合、防災訓練との有機的な連携が図られるよう配慮する。

第3章 武力攻撃事態等への対処

第1節 県の国民保護対策本部の設置に伴う対応

1. 宮崎県国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）が設置された場合には、県対策本部が県の区域内において総合的に行う国民保護措置の推進に協力するよう努める。
2. 対策本部の設置について連絡を受けたときは、警報の通知に準じて、会組織内等に迅速にその旨を周知する。

第2節 活動体制の確立

1. 国民保護対策本部の設置等

- 1) 県から県対策本部の設置について通知があった場合には、必要に応じて、宮崎県医師会国民保護対策本部（以下「県医師会対策本部」という。）を設置する。
- 2) 県医師会対策本部は、会内部における国民保護措置などに関する調整、情報の収集・集約、連絡及び会内での共有、広報その他必要な業務を統括する。
- 3) 県医師会対策本部を設置した時は、県対策本部に連絡を行う。
- 4) この計画に定めるもののほか、県医師会対策本部の組織及び運営に関する事項については、別に定めるところとする。

2. 郡市医師会国民保護対策本部の設置

- 1) 各郡市医師会は、会対策本部が設置された場合には、その郡市医師会が管轄する区域内における市町村の国民保護対策本部の設置状況等を勘案しつつ、必要に応じ、県医師会対策本部に準じた組織（以下「郡市医師会対策本部」という。）を設置する。
- 2) 郡市医師会対策本部を設置したときは、その旨を県医師会対策本部及び郡市医師会が管轄する区域に所在する市町村に連絡する。

3. 緊急参集の実施

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、別に定めるところにより、必要に応じ、関係会職員等の緊急参集を行う。

4. 情報連絡体制の確保

1) 情報収集及び報告

- ①自らが管理する施設等の被災の状況、国民保護措置の実施状況など

武力攻撃事態等に関する情報を迅速に収集するものとし、県医師会対策本部はこれらの情報を集約し県対策本部に報告する。

②県医師会対策本部は、県対策本部より武力攻撃事態等の状況や国民保護措置を実施にあたり必要となる安全に関する情報などについて収集を行うとともに、会内部及び会員において当該情報の共有を図る。

2) 通信体制の確保

- ①武力攻撃事態等が発生した場合には、直ちに必要な通信手段の機能確認を行うとともに、連絡のために必要な通信手段を確保する。
- ②国民保護措置の実施に必要な通信手段を確保するため、支障が生じた情報通信施設の応急復旧のため必要な措置を講ずるとともに、直ちに県等に支障の状況を連絡する。
- ③武力攻撃災害により国民保護措置の実施に必要な通信手段が被害を受けた場合や停電の場合等においては、速やかに応急の復旧を行うとともに、必要に応じ、バックアップ体制を確保する。

第3節 安全の確保

1. 国民保護措置を実施するにあたっては、その内容に応じ、県又市町村等から武力攻撃の状況その他必要な安全に関する情報の提供を受けるほか、緊急時の連絡の体制及び応援の体制の確立等の支援を受けるものとし、これらを活用し、会職員等のほか、当会の実施する国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。
2. 国民保護措置を実施するにあたって、国民保護法第158条第1項に基づく特殊標章及び身分証明書を使用する場合には、県知事の許可に基づき適切に使用する。また、会職員等のほか、当会の実施する国民保護措置に従事する者に特殊標章等の交付を行う場合には、適切な情報提供を行い当該者の安全の確保十分配慮する。
3. 国民保護措置を実施するにあたって、国民保護法第157条第1項に基づく赤十字標章及び身分証明書を使用する場合には、県知事の許可に基づき適切に使用する。また、会職員のほか、当会の実施する国民保護措置に従事する者に赤十字標章等の交付を行う場合には、適切な情報提供を行い当該者の安全の確保十分配慮する。

第4節 関係機関との連携

県対策本部及び市町村対策本部、国、指定公共機関など関係機関と緊密に連携し、的確な国民保護措置の実施に努める。

第5節 利用者等への情報提供

1. 武力攻撃事態等においては、医療の提供施設(場所)、医療救護所の開設状況等の情報をホームページ等の広報媒体を活用して、利用者等に対し適時かつ適切に提供するよう努める。
2. 情報提供を行うにあたっては、高齢者、障害者等に配慮する。

第6節 警報または避難措置の指示等の伝達

県知事より警報の内容、避難措置の指示、非難の指示、緊急通報の通知等を受けた場合には、別に定めるところにより、会内部及び会員における迅速か

つ確実な伝達を行うとともに、施設内関係者等への伝達に努める。

第7節 管理する施設等の適切な管理及び安全確保

1. 県、市町村及び消防機関等から、施設の安全確保についての要請等があった場合、自ら管理する施設において、安全の確保に十分配慮のうえ、巡回の強化など安全確保のための措置を講ずるよう努める。
2. 自ら管理する施設等において、施設利用者等の誘導が必要となった場合には、的確かつ迅速な判断により、災害や事故への対応に準じて、これらの者の適切な誘導に努める。

第8節 医療の確保

1. 医療の提供（及び助産の実施）

- 1) 知事より医療の実施要請があった場合には、派遣する医療関係者の不足、資機材の故障等により当該医療を行うことができないなど正当な理由がない限り、これらの医療を的確かつ迅速に行うよう努める。
- 2) 知事及び知事を通じて市町村長等から医療の実施要請または、医療救護班の編成要請があった場合、県及び当該市町村から提供される安全に関する情報等に基づき、当該医療（及び助産）に従事する者に危険が及ぶことのないよう安全の確保に十分配慮する。また、現場で医療の提供（助産を実施）する責任者は、武力攻撃災害の状況等により、安全確保のため必要な措置を講ずる。
- 3) NBC攻撃（核兵器又は生物剤・化学剤を用いた兵器）による武力攻撃が発生した場合又は発生の恐れがある場合、県国民保護計画に基づき対処する。
- 4) 武力攻撃が災害が著しく大規模であること、NBC攻撃による武力攻撃等、その性質が特殊であることその他の事情により、医療活動の実施及び対処が困難である場合は、県、市町村等の関係機関に協力を求めるとともに、必要に応じ、県に対し、国の武力攻撃事態対策本部長に医療活動等に関し必要な措置を講ずるよう要請する。

2. 医療（助産）の維持

- 1) 医療（助産）にあたっては、医療（助産）に必要な施設及び設備の状況確認、武力攻撃災害発生箇所等において医療（助産）を適切に提供（実施）するために必要な措置を講ずる。
- 2) 医療（助産）の提供（実施）に支障が生じた場合には、必要に応じ、国、県及び市町村等の関係機関に対し当該障害について連絡すると共に、国、県など関係機関の協力を得つつ、他の医療機関である指定公共機関等と連携し、医療（助産）の確保に努める。

第9節 避難・救援に関する支援

自らが管理する施設であって、予め知事より避難施設として指定されたものにおいて避難住民の受け入れを行うこととなった場合には、県又は市町村が開設・運営する避難施設の開設等のために必要な協力をを行うよう努める。

第10節 安否情報の収集への協力

1. 安否情報収集への協力

知事及び市町村長が行う安否情報の収集が円滑に実施できるよう、業務の範囲内で照会に応じて安否情報の提供を行うなど、知事等が行う安否情報の収集に協力するよう努める。

2. 収集する情報

知事及び市町村長が行う安否情報の収集に協力する場合には、原則として、安否情報の対象となる避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した者の現に所在する地方公共団体の長に安否情報を提供するものとし、当該者が住所を有する地方公共団体が判明している場合には併せて当該地方公共団体の長に対し安否情報の提供を行うよう努める。

第4章 復旧等

第1節 応急の復旧

1. 武力攻撃災害が発生した場合、管理する施設及び設備並びにその業務として行う国民保護措置に関する施設等について、安全の確保に配慮したうえで、速やかに施設等の緊急点検を実施し、これらの被害の状況等を把握するとともに、迅速に応急の復旧のための措置を実施するよう努める。
2. 応急の復旧にあたっては、被害の拡大防止及び被災者生活確保を最優先に行いうよう努める。
3. 応急の復旧のために必要な措置を講ずるにあたって、自らの要員、資機材等によっては的確かつ迅速な措置を講ずることができない場合には、必要に応じ、県または市町村等に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他応急の復旧のため必要な措置に関し支援を求める。
4. 県医師会対策本部は、必要に応じ、被災情報及び応急の復旧の実施状況を県に報告する。

第5章 緊急対処事態への対処

緊急対処保護措置の実施体制並びに措置の内容及び実施方法については、この計画の第3章から第4章までの定めに準じて行う。

第6章 計画の適切な見直し

1. 適時この計画の内容につき検討を加え、必要があると認めるときは、自主的にこれを変更し、変更を行った際は、軽微な変更である場合を除き、知事に報告する。また、県及び関係市町村長に通知すると共に、ホームページ等において公表を行う。
2. この計画の変更にあたっては、この計画の下で業務に従事する者等の意見を聴く機会を確保するほか、広く関係者の意見を求めるよう努める。
3. この計画を変更するため必要があると認めるときは、県知事及び関係市町村長、指定地方公共団体の長等並びに指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供等、必要な協力を求める。